

平成 28 年 11 月 17 日	第5回社会保障審議会 療養病床の在り方等に関する特別部会	委員提出資料1
-------------------	---------------------------------	---------

第 5 回 療養病床の在り方等に関する特別部会 提出資料

2016. 11. 17

井上由起子（日本社会事業大学専門職大学院）

本日は学務のため欠席させていただきます。申し訳ありません。

以下の 2 点について委員の皆様で議論して頂きたく、お願い申し上げます。

1. 医療機能を内包した施設系サービス について

・療養病床の在り方等に関する検討会では、「日常的な医学的管理、一定程度の介護に加え、「住まい」の機能を同時に満たす新たな類型が必要である」との考え方が示されています。参考人としてお越し頂いた猿原先生、有吉先生の取り組みはいずれも個室主体でした。実現可能性の観点から多床室を認めることは必要ですが、面積の項目において「老健施設相当(個室 10.65 m²/床以上、多床室 8.0 m²/床以上)」といった表現が必要ではないでしょうか。

2. 医療を外から提供する居住スペースと医療機関の併設 について

・特定施設入居者生活介護では「協力医療機関」を定めることが義務付けられています。一方で、一般的に「医療を外から提供する」とは、どの医療機関を利用するかは居住者の選択に委ねられていることを意味します。

・今回の議論は、「医療とベッドを一体的に提供してきた療養病床が果たしてきた役割を評価したうえで、新たな類型について議論を深めること」を目指していると理解しています。

・そのように考えた時、「医療を外から提供する」とは、①多様な医療機関から選択できることに重きを置いた表現なのか、それとも、②協力医療機関を定めることで医療に関する責任体制を明確にし、なおかつ、その協力医療機関が併設の居住スペースのみならず、地域の一般在宅にも医療を提供し、地域拠点としての役割をも果たしていくことに重きを置いた表現なのか。この点について認識を共有していくことが必要ではないでしょうか。

以上